

広島県告示第三百九十三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定によつて、一般曹候補生（陸上、海上及び航空自衛隊）の採用試験について、次のとおり告示する。

平成二十九年七月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験期日

- 1 第一次試験 平成二十九年九月十六日（土）又は十七日（日）のうち指定する一日
- 2 第二次試験 平成二十九年十月五日（木）から十一日（水）までのうち指定する一日

二 試験場所

- 1 第一次試験 広島合同庁舎（広島市中区上八丁堀六番三〇号）のほか県内各会場
- 2 第二次試験 陸上自衛隊海田市駐屯地（安芸郡海田町寿町二番一号）

三 試験内容

- 1 第一次試験 筆記試験（国語、数学、英語及び作文）及び適性検査
- 2 第二次試験 口述試験及び身体検査

四 応募受付期間

平成二十九年七月一日（土）から平成二十九年九月八日（金）まで

五 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- 1 平成三十年四月一日現在、十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者であること。
- 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。

六 合格発表日

- 1 第一次試験 平成二十九年九月二十九日（金）
- 2 第二次試験 平成二十九年十一月十日（金）

七 その他

- 1 採用は、平成三十年三月下旬から四月上旬になります。
- 2 詳細は、自衛隊広島地方協力本部又は同地方協力本部の各出張所等に問い合わせること。